

「身元保証等高齢者サポート事業に関する 消費者問題についての建議」に係る実施状況 について

平成30年9月12日
厚生労働省医政局総務課
老健局高齢者支援課
老健局振興課

建議事項について

建議事項1

- (1) 消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、厚生労働省その他関係行政機関と必要な調整を行うこと。
- (2) 厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。
- (3) 消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記(2)を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。

建議事項2

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

- (1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。
- (2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

(建議事項3)

- 消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

建議事項 1 (2) に係る実施状況について

建議事項 1

(2) 厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において、消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。



上記建議事項に係る実施状況

- 一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態(「身元保証等高齢者サポート事業」)の実態を把握するため、平成29年度老人保健健康増進等事業において、「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」を実施し、平成30年3月に報告書を取りまとめた。

建議事項 1 (2) に係る実態把握について

(1) 研究事業名

老人保健健康増進等事業(平成29年度)

(2) 団体名

株式会社 日本総合研究所

(3) 調査目的

公的介護保険外サービスのうち、課題が多いと考えられる身元保証等高齢者サポート事業について、事業者および利用者の実態把握を行うとともに、利用を検討する高齢者向けのポイント集を作成すること。

(4) 調査方法

① 事業者の実態把握

- a) 事業者に対するヒアリング調査
- b) 類似のサービスを提供する自治体、社会福祉協議会に対するヒアリング調査
- c) 事業者に対するアンケート調査および電話調査

② 利用者の実態把握

- a) 消費生活相談データの分析
- b) 自治体に対するヒアリング調査

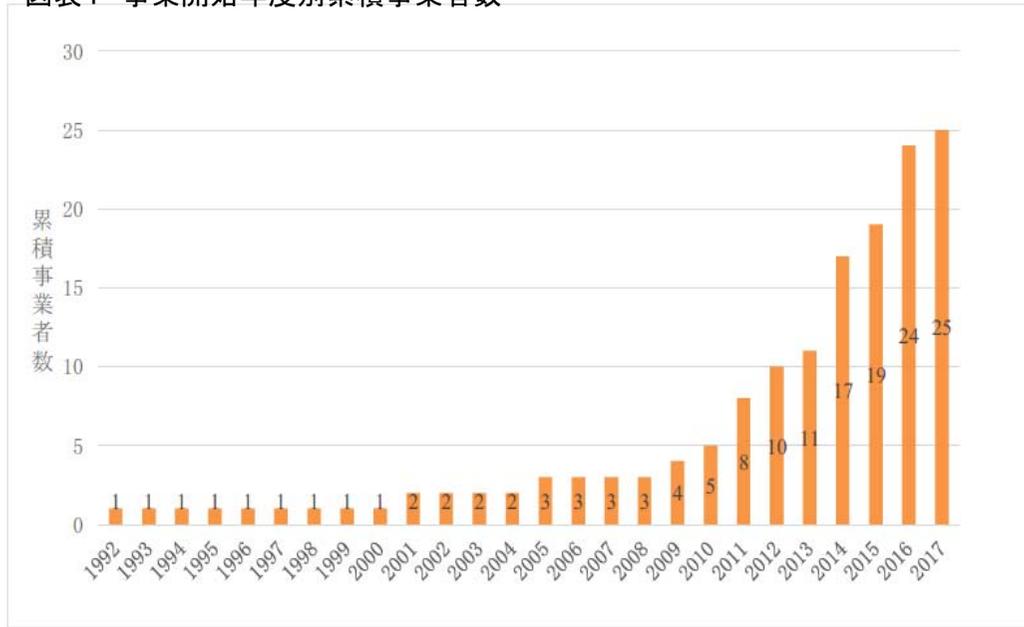
【委員名簿】○は座長

- 赤沼 康弘 東京弁護士会所属 弁護士
- アルマルカウイ 恵子 足立区社会福祉協議会 課長
- 今村 純一 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事
- 栃本 一三郎 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授
- 能登 真規子 滋賀大学経済学部社会システム学科 准教授
- 唯根 妙子 一般財団法人日本消費者協会 専務理事

建議事項 1 (2) に係る実態把握について

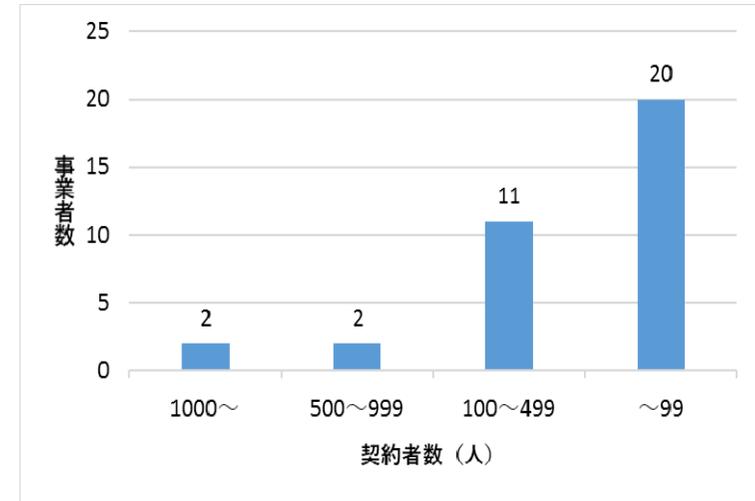
【調査結果概要】

図表1 事業開始年度別累積事業者数



(アンケート調査に回答した事業者のみ)

図表2 規模(契約者数)別の身元保証等高齢者サポート事業者数の分布



図表3 契約段階別の相談趣旨

		相談の趣旨															
		全体		事業者の信頼性		事業者の紹介		契約支援		不満		不信感		解約意向		返金意向	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
契約段階	契約前	61	9.2%	40	65.6%	15	24.6%	5	8.2%	0	0.0%	2	3.3%	0	0.0%	0	0.0%
	契約検討中	251	37.7%	222	88.4%	6	2.4%	15	6.0%	0	0.0%	12	4.8%	2	0.8%	1	0.4%
	契約締結後	244	36.6%	42	17.2%	7	2.9%	30	12.3%	46	18.9%	45	18.4%	65	26.6%	21	8.6%
	解約後	23	3.5%	1	4.3%	1	4.3%	0	0.0%	8	34.8%	8	34.8%	5	21.7%	8	34.8%
	合計(※)	666	100.0%	349	52.4%	31	4.7%	60	9.0%	57	8.6%	75	11.3%	31	4.7%	31	4.7%

(※) 回答なし・複数回答含む

「地域包括ケアシステムの構築に向けた公的介護保険外サービスの質の向上を図るための支援のあり方に関する調査研究事業」(株式会社 日本総合研究所)より作成

建議事項 1 (3) 必要な措置について

建議事項 1

(3) 消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記(2)を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。



○ 消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにするための必要な措置について、当該調査研究事業の成果を踏まえ、自治体あてに通知を発出し、

- ① 高齢者等が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、当該事業についての説明と、利用する事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した普及啓発資料の周知
- ② 消費者行政部局との連携を一層促進し、地域ネットワークとの連携の構築

など、各市町村や地域包括支援センターにおける、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合等の取扱いを示した。

※1 「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」(平成30年8月30日付通知)

※2 さらに、当該通知では、身元保証人等がないことのみを理由に介護保険施設への入所を拒むことが法令上認められる正当な理由には該当しないことを改めて周知している。

建議事項 1 (3) 必要な措置について

調査研究事業で指摘された事項

1. おもに独居の高齢者は、身元保証人あるいは死後事務に関する手立てを求めており、身元保証等高齢者サービスの利用意向を持つが、事業者の信頼性や価格の妥当性に関する判断基準がなく、利用をためらったり、利用後も不安を残している。
2. 医療機関における身元保証人の求めに応じて利用を検討する場合等、十分な判断の時間がないことがある。
3. 小規模な事業者が多いためその事業者を信頼して良いものかどうかの判断に悩む。また、そもそも事業者が提供するサービス内容や事業者事態の情報が少ないあるいは入手しにくい。
4. 契約内容が本人以外の家族や支援者から分かりにくく、本人の緊急時にサービスが受けられないことがある。また、平常時でも家族等に対して本人がサービス内容を説明できない。

課題への対応方策

- 消費者からの相談データの分析からは、身元保証等高齢者サポート事業がどのようなものであり、その事業者を信頼してよいのか、どのような点に着目してサービス内容や事業者を選択すればよいのか、相談するとしたらどこに相談したらよいのかわからず不安だという意識があると考えられる。
(略)
したがって、こうした不安に対応し、本人あるいは家族が身元保証等高齢者サポート事業を理解し、納得のいくような判断ができるよう、まずは身元保証等高齢者サポート事業についての説明と、事業者及びサービスを検討する際のポイントを示した、わかりやすい普及啓発資料の作成・配布が有効と考えられる。

「身元保証」や
「お亡くなりになられた後」を
支援するサービスの契約を
お考えのみなさまへ



- 日々の暮らしの中でちょっとした手伝いをしてほしい
- 入院や施設入所で「保証人が必要」と言われて困っている
- 自分が亡くなった後の葬儀・遺品整理が不安

このような思いをお持ちの方を支援する「高齢者サポートサービス」を提供する事業者があります。内容や契約方法、料金等は様々であり、利用にあたってトラブルにならないよう、事前によく確認することが重要です。

このパンフレットでは、サービスの利用を考えている方向けに、事業者やサービス内容を選ぶ上で注意すべきポイントをお伝えします。

🌱 高齢者サポートサービスとは？

- ◆ お一人暮らしの高齢者、お子さんがいらっしゃらなかったり、遠くにお住いの高齢者の方は、医療機関への入院・介護施設等への入居の際の身元保証人（身元引受人）の手配や、亡くなった後の葬儀の手配や遺品整理について不安を抱えることが多くあります。
- ◆ そのほかにも、日々の見守りなどこまごまとしたことをしてくれたり、気軽に相談に乗ってくれたりする人を必要とすることがあります。
- ◆ こういった要望に応えて、有償でこれらの不安にこたえるサービスが「高齢者サポートサービス」です。具体的には、以下のようなサービスが含まれます。
※常に以下の3つ全てが提供されるわけではなく、事業者によってサービスの組み合わせが異なるのでご注意ください。

① 日常生活支援サービス



親族に急な連絡をしたい、お買い物の手伝いをして欲しい

(サービス内容)

緊急時の親族への連絡や、買い物の手伝いなどを行います

② 身元保証サービス



病院や施設に入りたいが、「保証人が必要」と言われてしまった

(サービス内容)

医療機関や介護施設等に入る際の費用の支払いを保証します

③ 死後事務サービス



自分がもし死んだら、部屋の退去や病院の支払いはどうしたら良いのだろう・・・

(サービス内容)

遺体の確認・引き取り、住んでいた部屋の原状回復などをします

建議事項 1 (3) 必要な措置について～ポイント集②～

高齢者サポートサービスを契約する前に… 「身元保証」や「死後事務」にまつわる基礎知識

(身元保証に関する基礎知識)

- ◆ 身元保証サービスは、入院や介護施設への入所の際に、お金等の心配がある方のために、支払を一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になったりしてくれるサービスです。
- ◆ その際に支払いを一時的に立て替えたり、緊急時の連絡先になってくれる人を身元保証人と言います。
- ◆ 基本的に身元保証人がいなくても入院や介護施設等への入居は可能です。

(死後事務に関する基礎知識)

- ◆ 死後事務サービスとは、家族・親族など身寄りがない方が亡くなられた後に、葬儀や入院・入所費用の支払いなどの事務手続きを代行してもらうことができるサービスです。
- ◆ 高齢者サポートサービスの提供事業者以外にも、地域によっては自治体や社会福祉協議会、あるいは弁護士・司法書士が死後事務の支援を提供している場合もあります。



(もしもの時に直面しがちなこと)

- ・入院にあたって病院から身元保証人(身元引受人)を求められた
- ・自分に何かあった時に親族に連絡できない

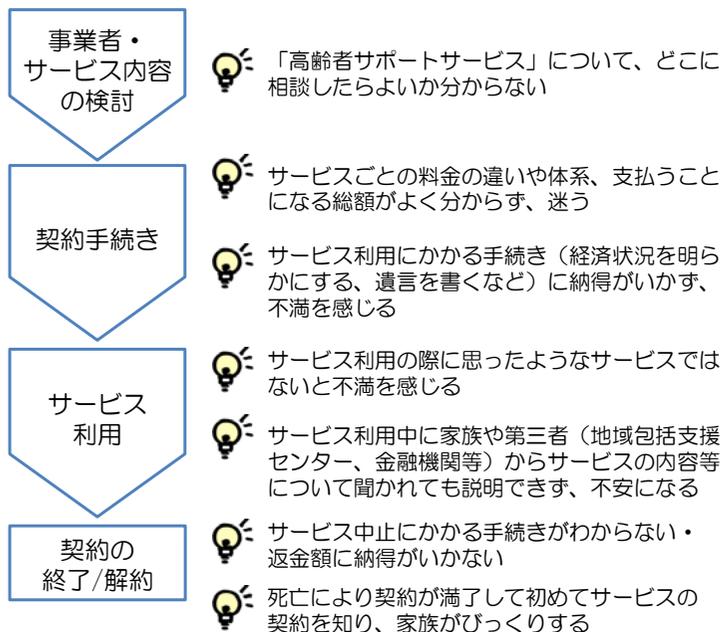


お悩みごとを抱えて誰に相談したら良いかわからない時は、すぐに契約するのではなく、本当に高齢者サポートサービスが必要かどうかを含め、まずは地域包括支援センターに相談しましょう。

3

高齢者サポートサービス利用の基本の手続きと起りがちな悩み・トラブル

- ◆ 「高齢者サポートサービス」を利用する際は、以下の手続きが基本となりますが、次のような悩み・トラブルが起こる場合があることに注意が必要です。



(悩みやトラブルの例)



手術を受けたいけれど、もう保証人を頼める人がいない

入院した時に保証人を契約したけれど、料金が安い



姪に迷惑をかけたくなくて契約したのに、騙されているかもしれないと怒られてしまった



4

建議事項 1 (3) 必要な措置について～ポイント集③～



高齢者サポートサービスを利用する時は以下の点をよく確認しましょう！



◆ 事業者と話し合う前に、自分でも以下のような点をよく考えてみましょう。

※ 自ら情報を集め、判断し、意思決定することに不安がある場合は、意思決定を支援する仕組みも利用できます。詳しくはp8の相談先にご相談ください。

以下をチェック！

①要望の整理 (p6へ)

- 自分が何をしてほしいか明確にする。
(生活支援・身元保証・死後事務、その内容)

②支払い能力の見極め (p6へ)

- 利用のたびにお金がかかるサービス、月ごとの手数料がかかるサービスの場合、使う可能性がある期間(例えば平均余命)を想定して総額を計算してみる。
- 自分の資産状況と照らし合わせて、支払えるかどうかを検討する。

③サービス内容の確認 (p7へ)

- 自分がしてほしいこと、期待することを明確にして事業者伝える。
- 事業者ができないことは何か確認し、納得した上で書面に残す。
- また、契約書(案)の内容は変更することができる場合もあるので、積極的に希望を出す。

④今後のことを考えて (p7へ)

- 自分の認知能力・身体能力が衰えた時にも適切なサポートが受けられるよう、誰と何の契約をしているかについて書面に残し、緊急連絡先等と共にわかりやすいところに保管する。
- 契約の内容を変更したり、解約したりする場合の手続きを文書で説明してもらい、確認する。



不安がある時は公的な相談機関である「消費生活センター」などに相談しましょう。

ここでは、よくある相談事例を紹介しつつ、高齢者サポートサービスの利用を考えている方の主な不安と、チェックポイントを紹介します。

チェックポイント① 要望の整理

- ◆ 老後の不安は誰もが持っているものです。
- ◆ サービスを契約する前に、ご自身は何が心配なのか、何をサービスに期待するのかを考えてみましょう。

(相談事例)

Aさんは高齢の夫婦2人暮らしです。子どもはおらず、知り合いも減ってきて、これからのことを考えると不安になりますが、頼りになる相手がいませんでした。そんな時、テレビで、会費を払えば困ったときに助けてくれる高齢者サポートサービスがあることを知りました。

夫婦2人で地域包括支援センターに相談し、話し合った結果、病院に入院したときの身元保証、死後の事務手続き、体調が悪くなったときの生活支援を利用したいと思い、高齢者サポートサービスの検討をはじめました。

チェックポイント② 支払い能力の見極め

- ◆ 高齢者サポートサービスには、利用するたびにお金がかかるものや、毎月一定額のお金がかかるものがあります。
- ◆ ご自身が何をどのくらい利用しそうか考えてみましょう。

(相談事例)

Bさんは1人暮らしです。少しの貯蓄と年金があり、普段の暮らしには困っていませんでした。入院した時に保証人が必要と言われ、病院で情報提供を受けて高齢者サポートサービスを契約しました。

退院後にも継続できる契約だったので、続けるのかと聞かれて不安になり、消費生活センターに相談しました。事業者から改めて説明を聞き、自分の年金・貯蓄額を比べた結果、自分でも支払える金額だと納得し、契約を継続することにしました。

チェックポイント③ サービス内容の確認

- ◆ 高齢者サポートサービスの生活支援は、緊急時専用だったり、他と比べて割高になることがあります。
- ◆ ご自分が受けたサービスが利用できるか、具体的な例で確認しましょう。

(相談事例)

Cさんは1人暮らしです。元気ですが、歳を取るにつれて、誰かに手伝って欲しいと思うことが増えてきました。いざというときのことも心配です。

そんなとき、雑誌で高齢者サポートサービスを知りました。身元保証や死後の事務をサポートしてくれるのはありがたかったですが、自分の住む地域では日常生活支援のサービスを提供できないと回答があったので、身元保証と死後事務のみの契約とし、日常生活支援のサービスは別の事業者を探してそちらを利用することにしました。

チェックポイント④ リスクへの備え

- ◆ もしものときは、せっかくの備えを自分で周りに伝えることができなくなることがあります。
- ◆ 契約しているサービスの内容や連絡先を、わかりやすいところに掲示しておくのも一つの手段です。

(相談事例)

Dさんのお父さんは、遠方で1人で暮らしています。先日、玄関で倒れているところを近所の方が見つけて入院しました。幸い、一命をとりとめました。

Dさんは、この時初めてお父さんが高齢者サポートサービスを契約していることを知りました。Dさんは高齢者サポートサービスを知らなかったので不安になり、お父さんと話し合いました。その結果、今度またいざという時に迅速に入院手続きを含め対応できるよう、契約している高齢者サポートサービスの連絡先を冷蔵庫に貼り付けておくことにしました。

相談先のご紹介

- ◆ 保証人を求められた時など何か困った時には、自分だけで抱え込まず、お住まいの地域にある支援機関に相談しましょう。

<地域包括支援センター>

どこに相談すれば良いかわからない時は、まずはお住まいの地域の地域包括支援センターに相談してください。

<消費生活センター>

契約に関することでわからない時は、お住まいの地域のお近くの消費生活センターに相談してください。

建議事項2（1）に係る実施状況について <医療機関>

建議事項2

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

(1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。



<医療機関について>

○ 「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」(平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知)を発出し、身元保証人等がないことのみを理由に医療機関への入院を拒むことは医師法(昭和23年法律第201号)第19条に規定する「正当な事由」には該当しない旨、都道府県等へ周知を行った。

建議事項2（2）に係る実施状況について <医療機関>

(2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。



<医療機関について>

○ 平成29年度厚生労働科学特別研究事業において、「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」を行う研究班を立ち上げ、調査研究報告書を取りまとめた。（詳細については次のスライドを参照）

○ 今年度は上記報告書を踏まえ、平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）において、「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」を行う研究班において、医療機関を対象に、身元保証人等が得られない場合の患者への対応等の好事例を収集し、年度末までに現場で活用できる事例集を作成し、都道府県等に周知してまいりたい。

○研究事業名

「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」:平成29年度厚生労働科学特別研究事業

○調査目的

本調査は、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」を踏まえ、医療機関が成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の内容、医療機関職員の制度理解の状況といった実態把握を行うことを目的とした。

○調査方法

(1) アンケート調査(平成29年9～10月)

<対象>

全国の医療機関 合計6,102箇所(病院4,602箇所、診療所1,500箇所)

<回答数(回答率)>

1,399施設(22.9%)※有効回答数は1,291施設

(2) ヒアリング調査(平成30年1～2月)

<対象>

上記アンケート調査において、ヒアリング調査に協力する意思があると回答した医療機関

<実施施設>

7施設(対応者は医師3名、MSW1名、事務3名)

※山縣班作成報告書概要(抜粋)

II. 調査結果の概要(身元保証人に関する調査)

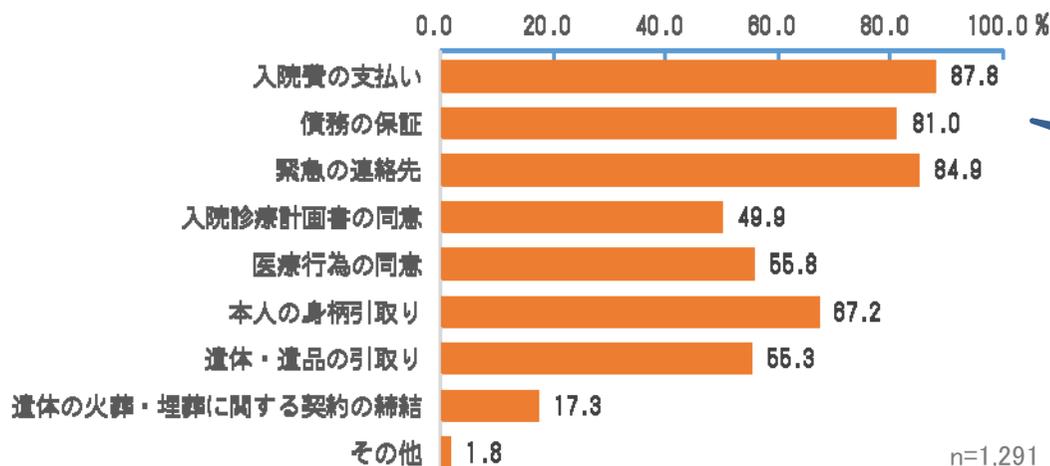
○ 入院時に身元保証人等を求めている医療機関が6割超

貴院では、入院時に身元保証人等を求めていますか



65.0%の医療機関が「入院時に身元保証人等を求めている」と回答していた。

貴院が、身元保証人等に求める役割は何ですか (複数回答)

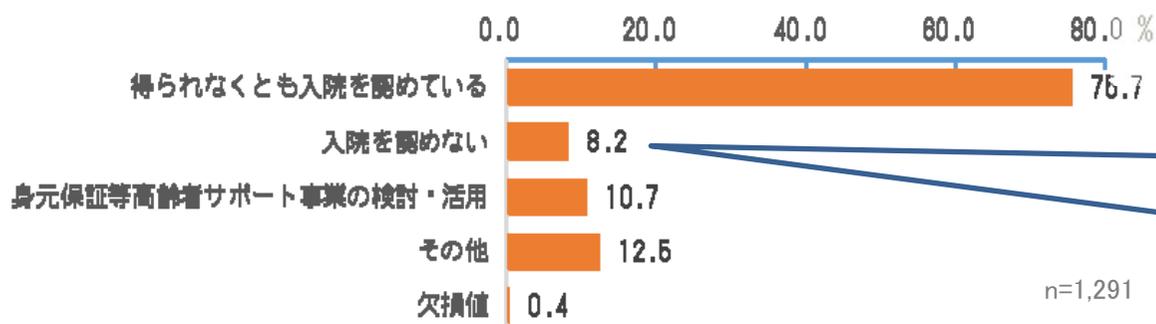


「入院費の支払い」と答えた医療機関が87.8%と最も高く、次いで「緊急の連絡先」が84.9%、「債務の保証」が81.0%と続いていた。

II. 調査結果の概要(身元保証人に関する調査)

○ 身元保証人等を得られない場合に入院を認めない医療機関が1割弱

入院にあたり身元保証人等が得られそうにない場合には、
どのようにされていますか (複数回答)



入院にあたり身元保証人等が得られそうにない場合の対応について、「入院を認めない」と答えた医療機関は8.2%の割合を占めていた。

貴院では身元保証人等が得られない患者への対応について規定や手順書
はありますか



身元保証人等が得られない患者への対応についての規定や手順書がない医療機関が7割超。

※山縣班作成報告書概要(医政局総務課にて一部加筆修正)

Ⅲ. まとめと今後の課題(身元保証人に関する調査)

現状

- 65%の医療機関において、入院時に身元保証人等を求めることは慣習として広まっている。
- 身元保証人等は医療費の支払いから日常の世話までを網羅する家族と同様の役割を求められていることがうかがえる。



課題

- 身元保証人等がないことのみをもって、入院を拒否している医療機関が8.2%存在することが認められた。



今後の対応

- 身元保証人等が得られない場合にどのようなプロセスを経て、入院に至っているのかについてのヒアリング調査が望まれる。

建議事項2（2）に係る今後の取り組みについて（概要）＜医療機関＞

○研究事業名

「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」：平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

○調査目的

平成29年度調査を踏まえ、成年後見・身元保証のそれぞれについて、好事例の調査を行う。具体的には、特徴的なサービス等を実施する医療機関及び関係自治体に対して、インタビュー調査等を経て、今後必要とされる対応の整理を行い、現場で活用できる事例集の作成を行うことを目的とする。

○研究班（平成29年度研究班と同様）

	氏名（役割）	分担	現在の専門	所属機関・職名
1	山縣 然太郎 （研究代表者）	統括及び研究計画策定、 調査票作成、解析	公衆衛生学	山梨大学大学院総合研究部医学 域 社会医学講座・教授
2	田宮 菜奈子 （研究分担者）	医療に関する整理	公衆衛生学	筑波大学医学医療系ヘルスサー ビスリサーチ分野・教授
3	武藤 香織 （研究分担者）	福祉及び倫理課題の整 理	社会学	東京大学医科学研究所公共政策 研究分野・教授
4	篠原 亮次 （研究分担者）	福祉に関する課題の整 理、統計解析	公衆衛生学、 疫学、統計学	健康科学大学健康科学部理学療 法学・教授

※ 法学者及び弁護士については、研究協力者として2名に参画いただいている。

○調査対象

- ・医療機関（病院及び診療所） 約50施設

※平成29年度アンケート調査において、ヒアリング調査への協力可と回答した237施設から選定。

- ・（必要に応じて）関係自治体

○調査内容

- ・入院時の身元保証人等の必要性や理由に関すること。
- ・身元保証人等が得られない場合の医療機関における課題解決のプロセスに関すること。
- ・実際に利用したあるいは案内したサービスにおける課題に関すること。
- ・医療機関における未収金対策に関すること。

○今後のスケジュール（予定）

～9月 ヒアリング調査の実施

9月 ヒアリング調査とりまとめ、追加調査の検討

10－12月 追加調査、事例集素案作成

3月 事例集の発出

建議事項 2 (2) に係る対応状況について <介護施設等>

建議事項2

(2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

上記建議事項に係る対応

- 介護施設等における身元保証人等に求める役割等の実態を把握するため、平成29年度老人保健健康増進等事業を活用し、「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」において実態の把握を行った。
- 調査の結果、介護施設への入所(入院・入居)時に本人以外の署名を求めている施設は95.9%にのぼり、施設側が身元引受人等に求める機能・役割は、本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避、本人の能力が衰えた場合における身上保護および財産管理に大別されることが明らかとなった。
- 既存制度及びサービスの利用状況について、介護施設単位で見ると、「身元引受人/身元保証人」等が法人または専門職となっている入所者は「0人」が53.9%と最も多く、「1人」が17.4%であった。
- 身元保証人等がないことのみを理由に介護保険施設への入所を拒むことが法令上認められる正当な理由には該当しないことは、平成30年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で周知したほか、報告書の内容を踏まえた通知を自治体向けに発出し、管内の施設に向けた適切な指導・監督を求めたところである。

建議事項 2 (2) に係る実態把握について (概要) <介護施設等>

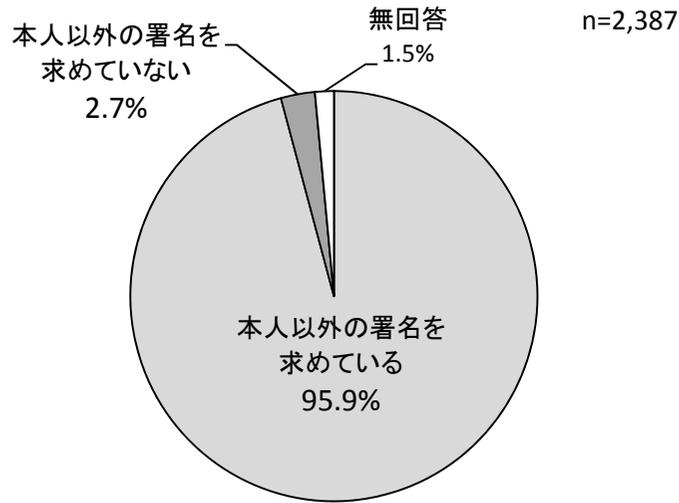
- (1) 研究事業名
老人保健健康増進等事業(平成29年度)
- (2) 団体名
みずほ情報総研株式会社
- (3) 研究課題名
介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業
- (4) 調査目的
介護施設等において、入所・入居時に身元保証人等に求められる役割の実態把握
- (5) 調査方法
・有識者による検討会
・施設向けアンケート調査(約5,000施設に郵送)
・ヒアリング調査(社会福祉協議会2件、介護施設2件、有識者1件、民間事業者1件)

検討委員会委員 ※◎は座長

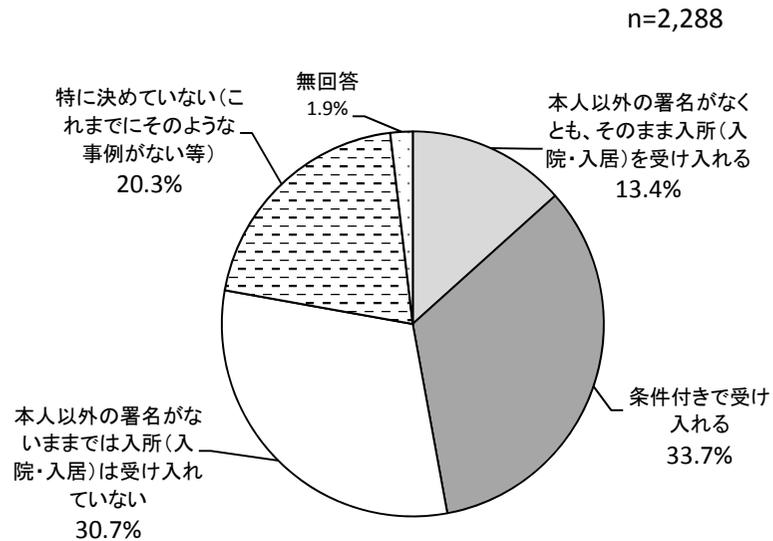
◎ 新井 誠	中央大学法学部 教授
五十嵐 禎人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授
富永 忠祐	富永法律事務所 弁護士
アルマルカウイ 恵子	社会福祉法人足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち 課長
田中 志子	一般社団法人日本慢性期医療協会 常任理事
高橋 是司	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会 社会福祉法人改革対策本部 副本部長 社会福祉法人つばめ福祉会 専務理事
宮川 公一	公益社団法人日本認知症グループホーム協会 理事
菅俣 章治	公益社団法人全国老人保健施設協会
川西 基雄	一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会 理事長 社会福祉法人サンシャイン会 理事長
灰藤 誠	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事務局長

建議事項2（2）に係る対応について（結果） <介護施設等>

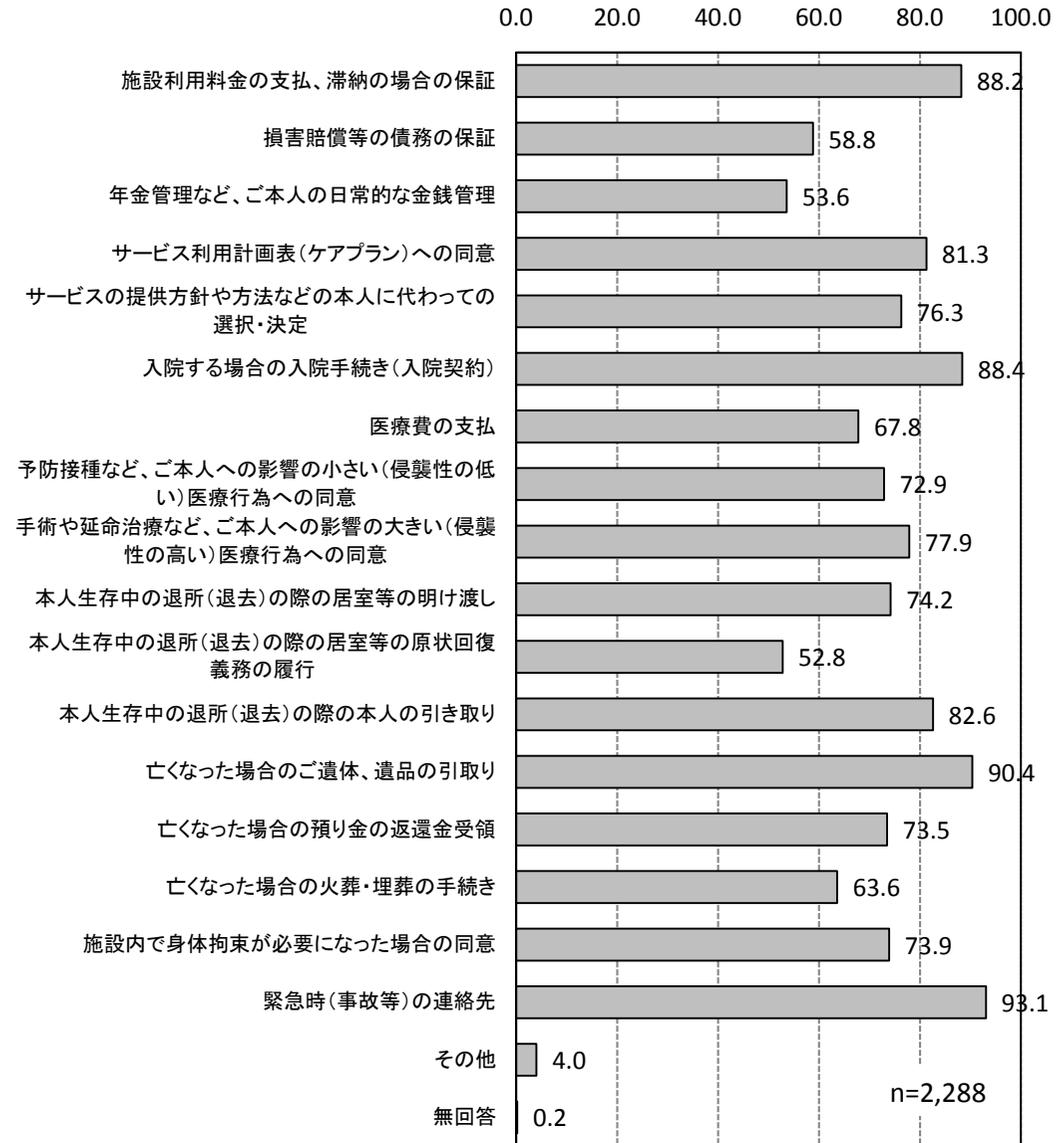
入所契約時に本人以外の署名を求めている施設割合



本人以外の署名が得られない場合の取扱い



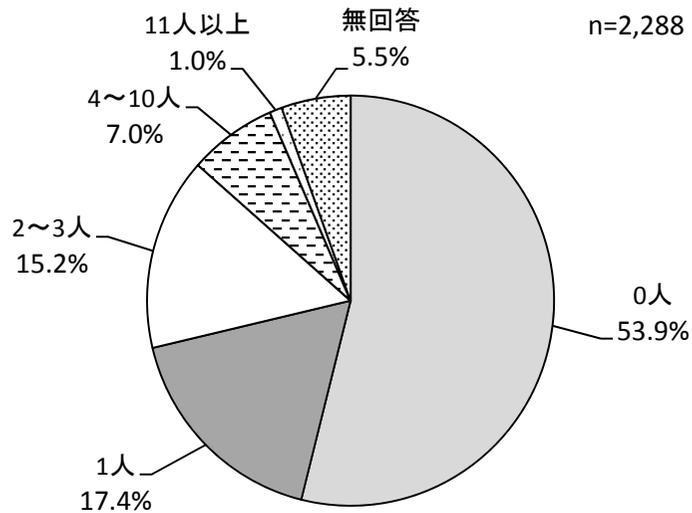
施設側が身元保証人等に求める機能・役割



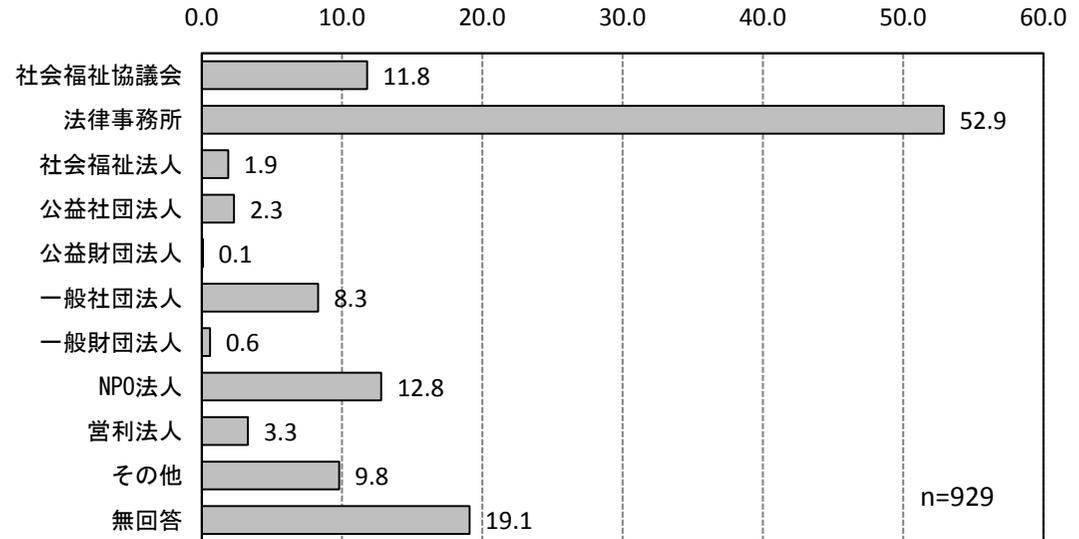
(出典)平成29年度老人健康保健増進等事業「介護保険施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」みずほ情報総研株式会社

建議事項 2 (2) に係る対応について (結果) <介護施設等>

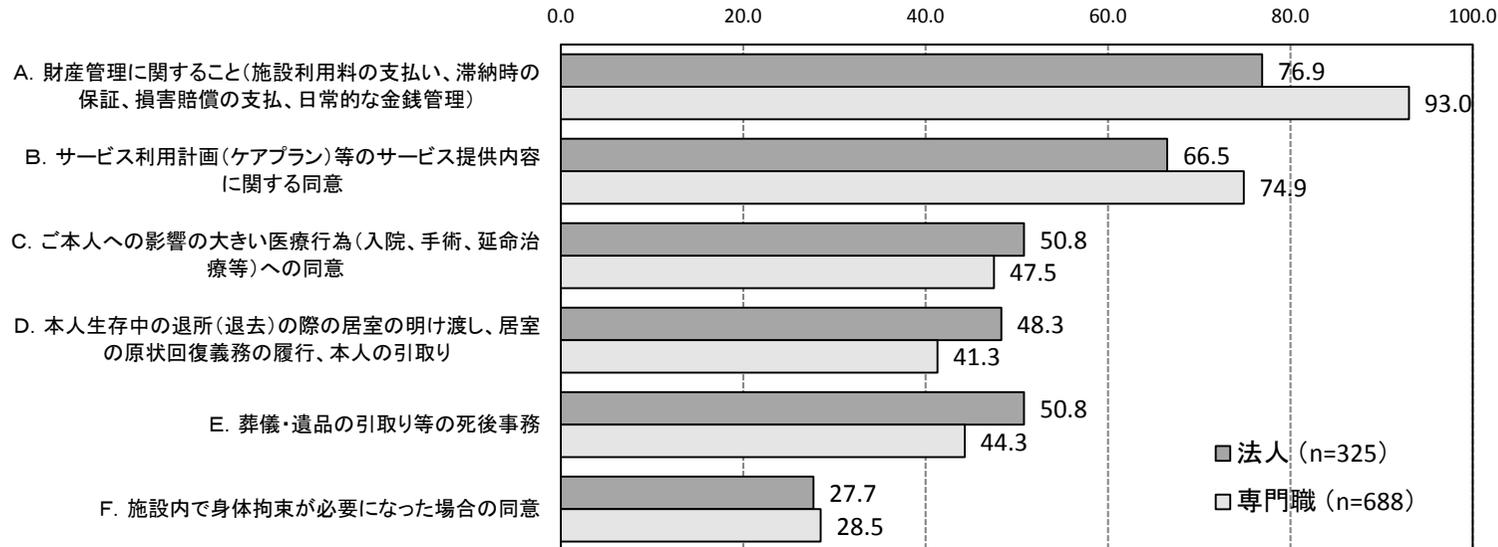
身元保証人等が法人・専門職となっている入所者数



身元保証人等を担う法人の組織形態



■ 法人(身元保証会社・身元保証団体等)・専門職(弁護士・司法書士等)への依頼実績



(出典)平成29年度老人健康保健増進等事業「介護保険施設等における身元保証人等に関する調査研究事業」みずほ情報総研株式会社

建議事項3への対応状況

建議事項3

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するにあたり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。



○ 消費者が安心して、身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、今回発出した通知等を用いて、情報提供を行ってまいりたい。